

浄化槽の維持管理(メンテナンス)について

浄化槽は、微生物のはたらきを利用して、トイレや台所等からの排水を処理する装置です。使用にあたっては、**3つの維持管理** が法律(浄化槽法)で義務付けられており、浄化槽管理者(※)は、毎年、3つすべてを実施する必要があります。

これらの維持管理が適切に行われないと、浄化槽の能力が低下し、悪臭等の原因となってしまいます。きれいな水を守るためにも、3つの維持管理を必ず実施してください。

※浄化槽管理者：浄化槽法に基づき、浄化槽の管理に責任を持つ人のことを言います。

1. 法定検査

毎年1回、山梨県浄化槽協会へ依頼して実施してください。

浄化槽からの放流水の水質が基準を満たしているか、浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているか、浄化槽の設置状況に異常がないかなどを確認する検査です。

法定検査は保守点検や清掃と同様に、毎年1回必ず行わなければなりません。

法定検査(11条検査)の料金は、浄化槽の大きさ(人槽)によって異なります。

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10人槽以下	4,500円	11人槽～50人槽	6,500円

一般的な家庭用の小型浄化槽(10人槽以下)の場合、4,500円です。

○法定検査の申込先○ 一般社団法人 山梨県浄化槽協会

電話：055-288-1132 (所在地：甲府市西下条町965)

2. 保守点検

山梨県知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施してください。

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置・付属機器の点検、調整をする作業です。

◎おおむね 1年に3～4回(種類によって異なります。)

(参考：市内に住所を有する保守点検業者)

正一有限会社、有限会社天野清掃社、上野原衛生社

3. 清 掃

上野原市長からの許可を受けた浄化槽清掃業者へ依頼して実施してください。

浄化槽内にたまった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄等を行います。

◎毎年1回以上 (全ばっき方式の浄化槽は、半年に1回以上)

(参考：上野原市で許可を受けた清掃業者)

正一有限会社、有限会社天野清掃社、上野原衛生社、環境管理開発株式会社

※情報は、県のホームページにも掲載しています。

2次元コード
からどうぞ



山梨県 HP

○お問い合わせ先○

上野原市役所 生活環境課 下水道担当 電話：0554-62-3114